

## 別表第三十六号（第138条第2項関係）

登録一般放送業務休止~~(変更)~~届出書

(和暦)〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

郵便番号 100-8926  
 住所 東京都千代田区霞が関2-1-2  
 (ふりがな)  
 氏名 域放ケーブル株式会社  
 代表取締役社長 有放 光太郎  
 電話番号 03-5253-6111

登録一般放送の業務の休止について、放送法第129条第2項の規定により届け出ます。

登録番号	第ZZ0999号
登録年月日	(和暦)〇〇年〇月〇日
休止年月日及び休止期間	(和暦)〇〇年〇月〇日から(和暦)〇〇年〇月〇日まで 61日間
変更理由	—

注1 変更理由は、休止期間を変更した場合に限り、記載すること。

注2 休止しようする場合については、加入者への周知方法等、具体的な対応計画等の資料を添付すること。

注3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

休止期間中において、当該休止に関する加入者への周知方法等（周知開始時期、周知する内容、休止期間中の料金の扱い、休止期間の前後・休止期間中の加入者の応対に対する社内体制等）具体的な対応計画等をまとめた資料を添付すること。